

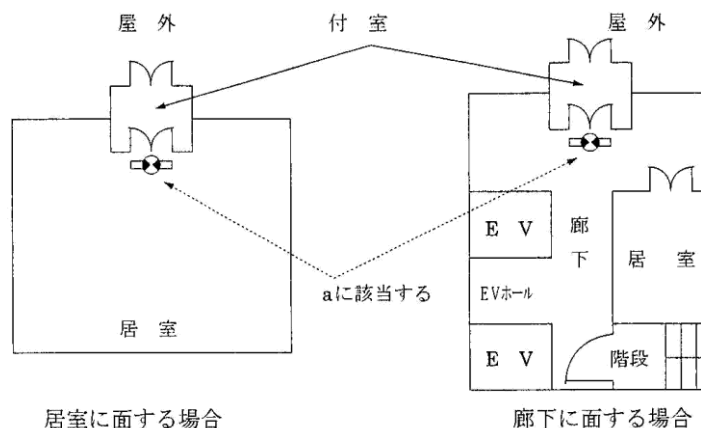
5 設置要領等

(1) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 避難口誘導灯は、次に掲げる避難口に設置すること。

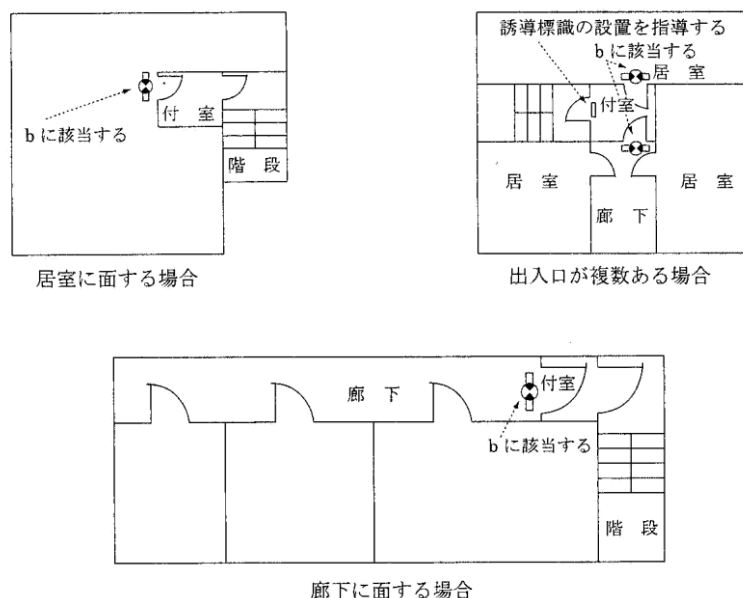
- a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出口）（第 19-14 図参照）



第 19-14 図 屋内から直接地上へ

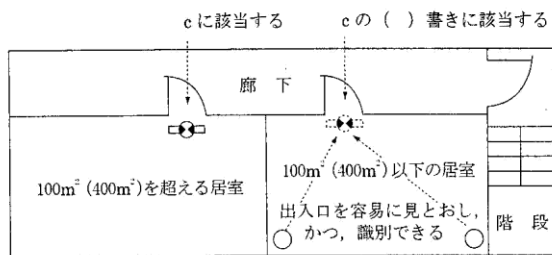
- b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第 19-15 図参照）

なお、付室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置を指導すること。◆



第 19-15 図 直通階段の出入口の例

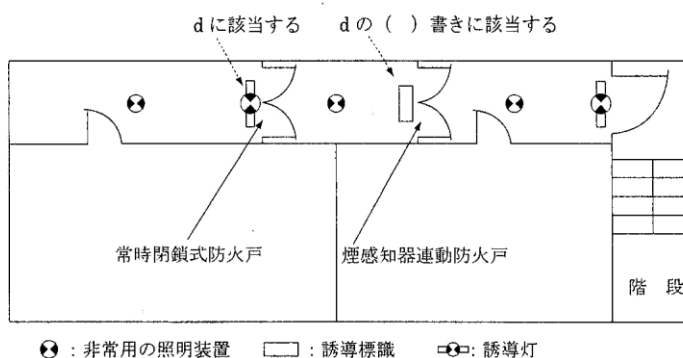
- c a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が 100（主として 防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400 m²）以下であるものを除く（第 19-16 図参照）。



(400 m²) は、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものに限る。

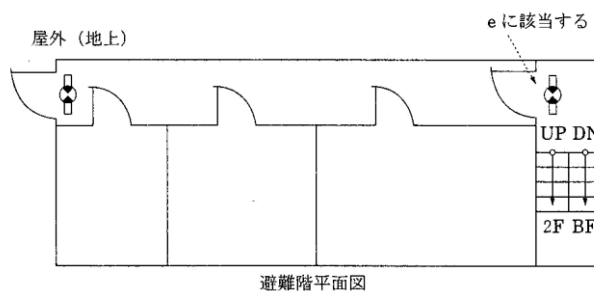
第 19-16 図 居室から廊下への出入口の例

- d a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸のうち直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度（当該防火戸の床面における照度が 1 ルクス以上）が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）（第 19-17 図参照）
- なお、誘導標識から 7.5m 以内については、通路誘導灯の設置を要しない。

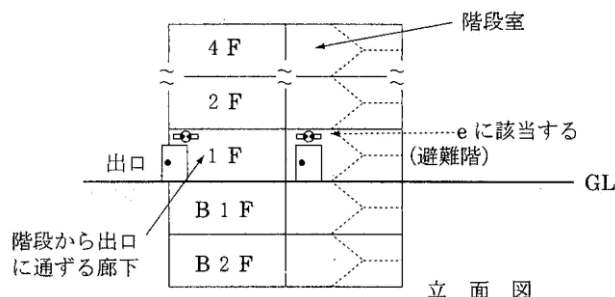


第 19-17 図 廊下の途中にある防火戸の例

- e 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通じる出入口（避難経路となるものに限る。）◆（第 19-18A、B 図参照）



第 19-18A 図 直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口の例



第 19-18B 図 直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口の例

f 不活性ガス消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。

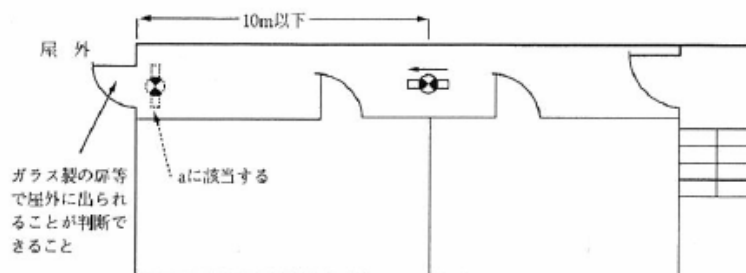
ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。◆

(i) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。

a 容易に見通し、かつ、識別できる出入口のうち、10m以内にある通路誘導灯の位置から直接地上に出られることが容易に判断できる最終避難口。ただし、次に掲げる防火対象物を除く（第 19 - 19 図参照）

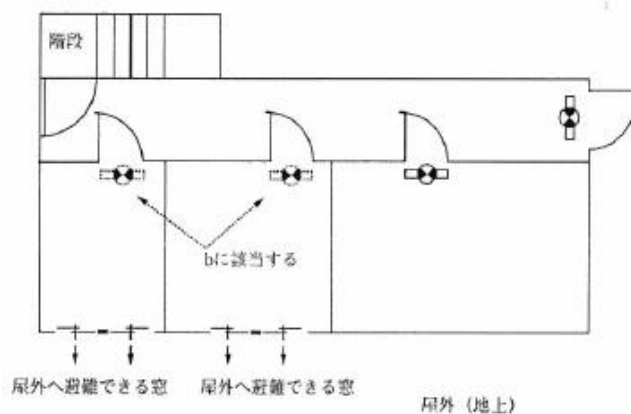
(a) 政令別表第 1(1)項及び(4)項で延べ面積が 1000 m²以上の防火対象物

(b) 政令別表第 1(16)項の防火対象物で、(1)項及び(4)項の用途に供する床面積の合計が 1000 m²以上のもの



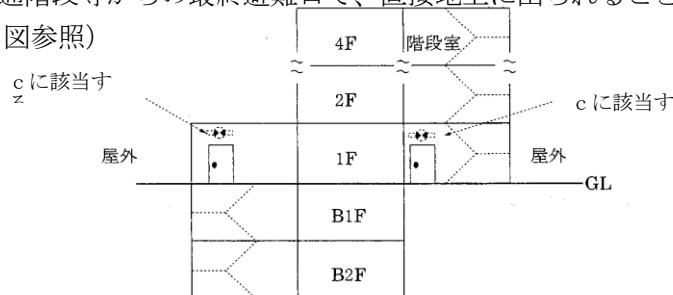
第 19-19 図

b 防火対象物の避難階で居室の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入り口（ただし、a、(a)、又は(b)に掲げる防火対象物を除く。）（第 19-20 図参照）



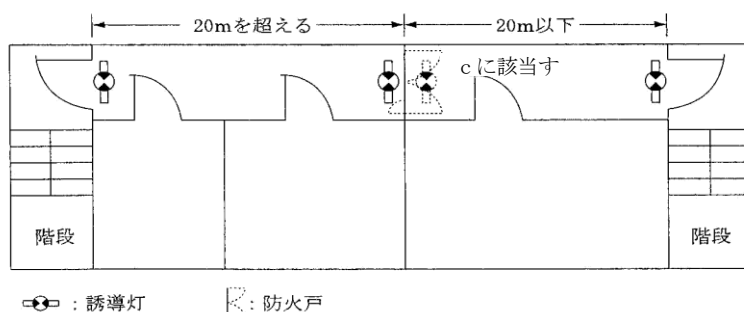
第 19-20 図

- c 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出られることが判断できる場合（第 19－21 図参照）



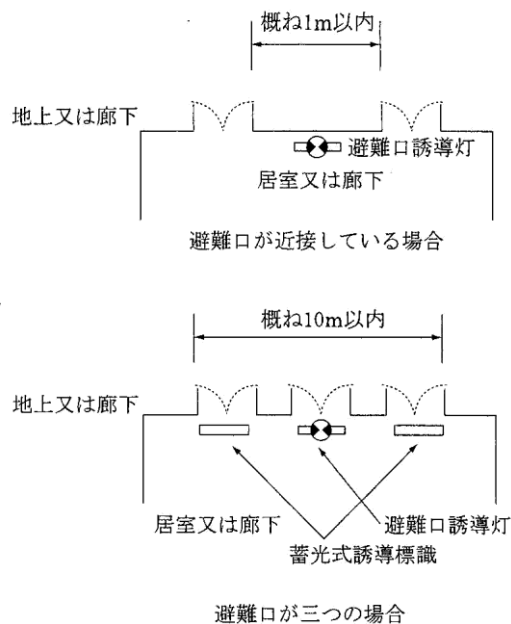
第 19－21 図 避難口誘導灯の緩和例

- d 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるものでその歩行距離が 20m 以下となる部分（第 19－22 図参照）



第 19－22 図 避難口誘導灯の緩和例

- e 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
f 避難口が近接して 2 以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（他の避難口には蓄光式誘導標識を設置すること。）（第 19－23 図参照）

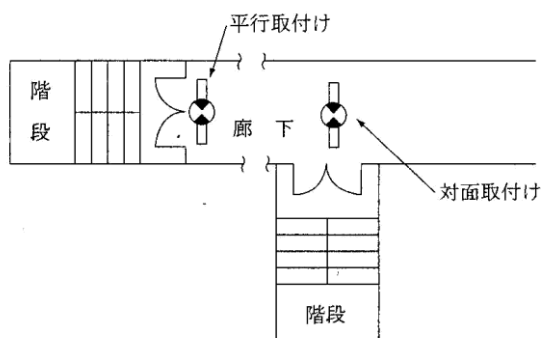


第 19－23 図 避難口誘導灯の緩和例

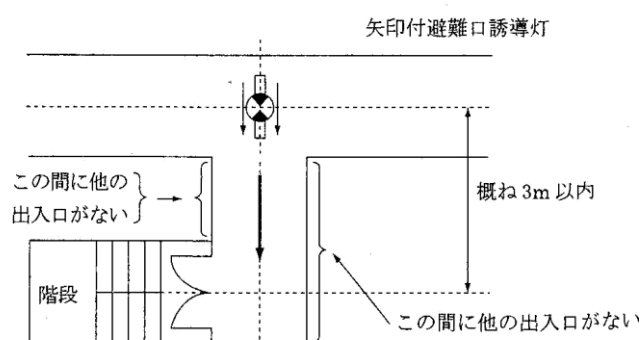
- g 政令別表第 1 (1)項に掲げる防火対象物のうち屋外觀覧場で部分的に客席が設けられ、席放送、避難誘導員等により避難誘導体制が確立されている場合における観覧席からの出口部分（夜間使用する場合を除く。）
- h (ア)、a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものに限る。）で次に掲げるもの
- (a) 政令別表(3)項、(4)項、(9)項イ及び(12)項ロ（撮影室、録音室であつて、客席を設けていないものに限る。）の用途に供する部分で客の出入りする居室の床面積が 200 m² 以下であるもの（外光により避難上有効な照度の取れない地階及び無窓階に該当しないものに限る。）
- (b) 政令別表第 1 (6)項から(8)項及び(9)項ロの用途に供する部分で、客の出入りする居室の床面積が 400 m²（外光により避難上有効な照度の取れない地階及び無窓階に該当する場合は 200 m²）以下であるもの。
- i 外光により避難上有効な照度が得られる開放廊下等で、廊下の各部分から容易に見通し、かつ、識別できる不特定多数の避難経路とならない直通階段への出入口ロ

イ 設置要領

- (ア) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。
- a 表示面は多数の目にふれ易い位置に設置すること（第 19-24 図参照）。
- b 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付のものを設置すること（第 19-25 図参照）。

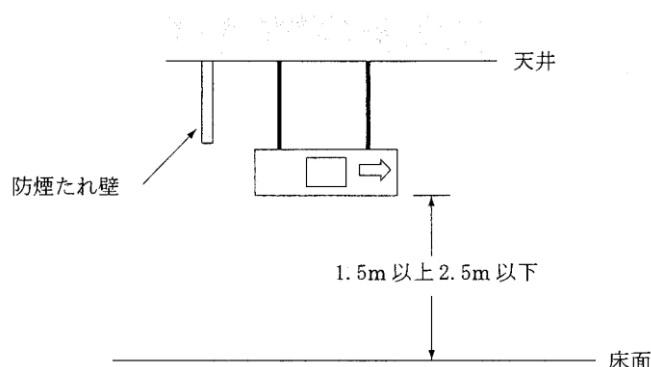


第 19-24 図 避難口誘導灯の設置例



第 19-25 図 避難口誘導灯の設置例

- (イ) 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- a ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯の下面までの高さが、1.5m以上 2.5m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる（第 19-25 図参照）。◆
- b 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること（第 19-26 図参照）。◆



第 19-26 図 避難口誘導灯の設置高さの例

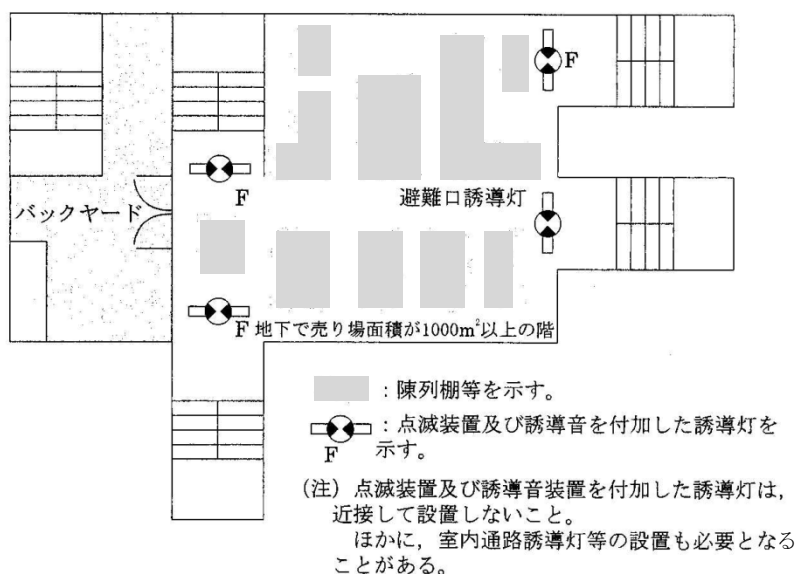
- (ウ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (エ) 避難口誘導灯を次の a 又は b に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の平均輝度が 20 以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること。ただし、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第 32 条を適用して B 級又は C 級とすることができる。
 - a 政令別表第 1 (10) 項、(16 の 2) 項又は (16 の 3) 項に掲げる防火対象物
 - b 政令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の階又は (16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1,000 m² 以上のもの
- (オ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。
- (カ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止するよう指導すること。◆
- (キ) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。◆
- (2) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯

点滅機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導灯」という。）、音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「誘導音装置付誘導灯」という。）並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。）の設置箇所及び設置要領は、(1) の例によるほか次によること。

 - ア 設置箇所
 - (ア) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。◆
 - a 視力又は聴力の弱い者が出入りする防火対象物で、これらの避難経路となる部分
 - b 政令別表第 1 (4) 項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が 1,000 m² 以上の階で売場に面する主要な出入口
 - c 不特定多数の者が出入りする防火対象物で誘導灯を容易に識別しにくい部分
 - (イ) 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。
 - イ 設置要領
 - (ア) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。なお、自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。

- (イ) 点滅形誘導灯等は、(1). イによるほか、別記 1「連動式誘導灯設備の基準」によること。◆
- (ウ) 省令第 24 条第 1 項第 5 号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅及び誘導音を発生させるもの（以下「区分作動方式」という。）であること。◆
- (エ) 非常警報設備として放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないように措置すること。ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。◆
- (オ) 避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備等の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあっては、この限りでない。
 - a 屋外階段の階段室及びその付室の出入口
 - b 開放階段（「消防法施行規則第 4 条の 2 の 3 並びに第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号ハ及び第 6 項第 3 号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成 14 年消防庁告示第 7 号）」に規定する開口部を有する階段。以下同じ。）の階段室及びその付室の出入口
 - c 特別避難階段の階段室及びその付室の出入口
 - d 最終避難口及びその付室の出入口
- (カ) 前(オ)の場合において、当該階段室には、煙感知器を省令第 23 条第 4 項第 7 号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅等を停止させるものであること。
 - a 地上階にあっては点滅型誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては地下 1 階に点滅等の停止専用の煙感知器（第 2 種蓄積型又は第 3 種蓄積型）を設けること（別記 1. 別添第 1 図参照）。なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。
 - b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前 a にかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。

※ 自動火災報知設備の感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の動作信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要がある。
- (キ) 前(カ) b により点滅等を停止させる場合の受信機には、点滅等の停止を 20 分間以上有効に動作させるための非常電源を付置すること。◆
- (ク) 誘導音の指向性を損なわないように設置すること（第 19-27 図参照）。◆



第 19-27 図 点滅形誘導灯の設置例

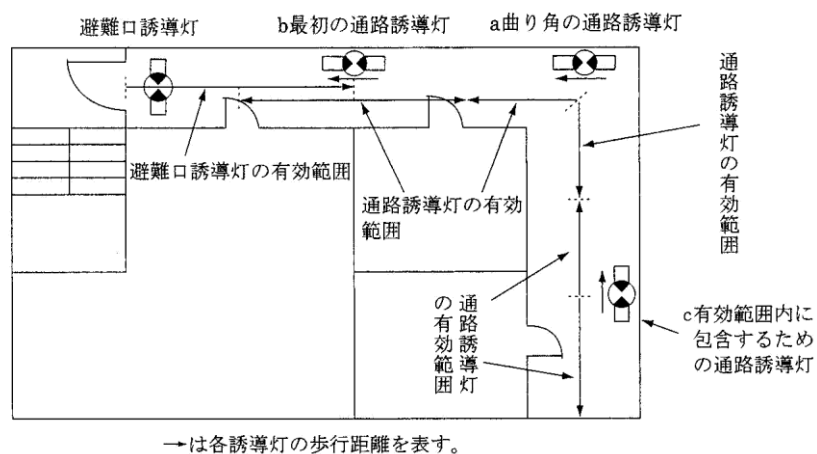
(3) 通路誘導灯

ア 設置箇所

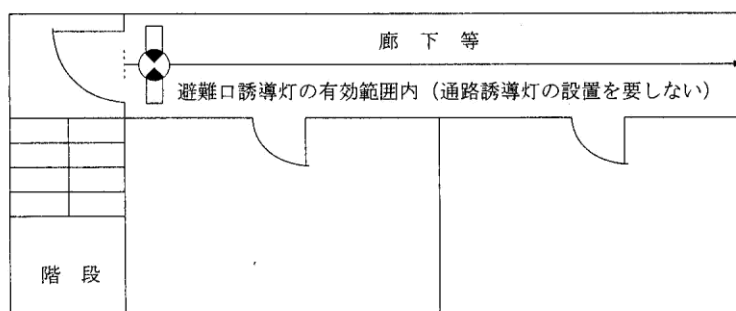
(イ) 通路誘導灯は、次に掲げる箇所に設けること（第 19-22A 図参照）。

- a 曲り角
- b 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所（廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内の場合を除く。）（第 19-28B 図参照）。
- c a 及び b のほか、廊下又は通路（居室内を含む）の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

廊下に設ける通路誘導灯の場合



第 19-28A 図 通路誘導灯の設置例



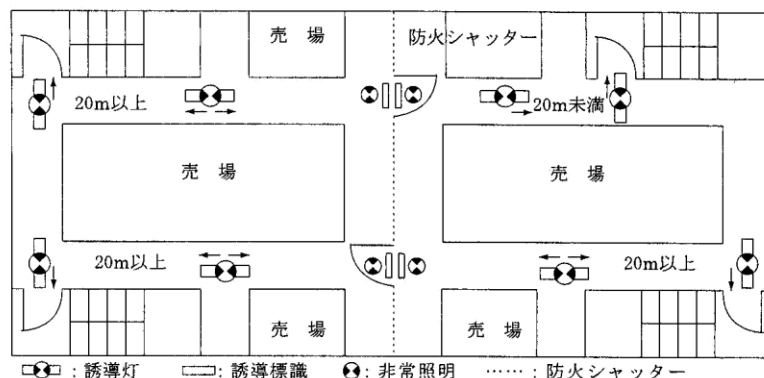
第 19-28B 図 廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲の場合の例

- (イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条を適用して通路誘導灯の設置を省略することができる。
- a 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等（ただし、(1). ア. (イ). a. (a)又は(b)に掲げる防火対象物を除く。）
 - b 政令別表第 1 (6)項二に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、自然光により避難上有効な照度が得られる廊下等
 - c 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下
 - d 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居に供する廊下等
 - e 客席誘導灯を設けた居室内
 - f 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
 - g 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

イ 設置要領

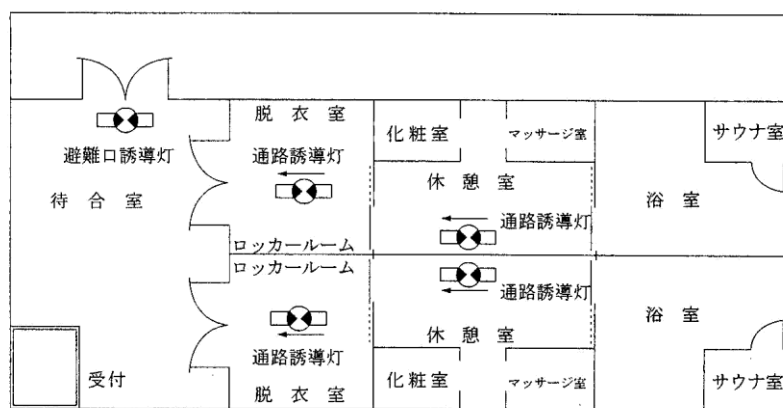
- (ア) 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (イ) 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を次の a 又は b に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の平均輝度が 25 以上のものに限る。）とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
- また、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第 32 条を適用して B 級又は C 級とすることができる。
- a 政令別表第 1 (10)項、(16 の 2) 項又は(16 の 3) 項に掲げる防火対象物
 - b 政令別表第 1 (1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1,000 m²以上のもの
- (ウ) 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。
- (エ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。
- (オ) 誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、啓示物等を設けないこと。
- (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は 5 mm 以下とすること。◆
- (キ) 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を 2 以上設置する場合は、概ね等間隔となるように設置すること。◆

- (ク) 避難施設への出入口が 2 箇所以上ある場所で、当該出入口から 20m 以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること。◆
- (ケ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること（第 19-29 図参照）。◆



第 19-29 図 誘導灯の設置例

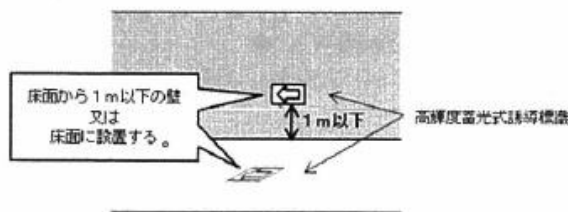
- (コ) 政令別表第 1 (9) 項イ又は (16) 項イに掲げる防火対象物のうち、(9) 項イの用途に供される部分で、脱衣室、浴室、マッサージ室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一つの居室内通路とみなし、設置すること（第 19-30 図参照）。◆



連続居室の場合

第 19-30 図 誘導灯の設置例

- (サ) 令別表第 1 (2) 項ニに掲げる防火対象物及び同表 (16) 項、(16 の 2) 項、(16 の 3) 項に掲げる防火対象物の同表 (2) 項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあつては廊下及び通路の床面又は床面から誘導灯下面までの高さが 1 m 以下となるよう設置すること。ただし、高輝度蓄光式誘導標識を a から d により設置した場合は、設置高さを 1 m 以下としないことができる。
- a 高輝度蓄光式誘導標識は、4. (1). エ. (エ). 及び (カ) によること。
- b 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識は次によること。
- (a) 床面から 1 m 以下の壁に設置する場合は、高輝度蓄光式誘導標識の下端からの高さとする（第 19-31 図参照）。

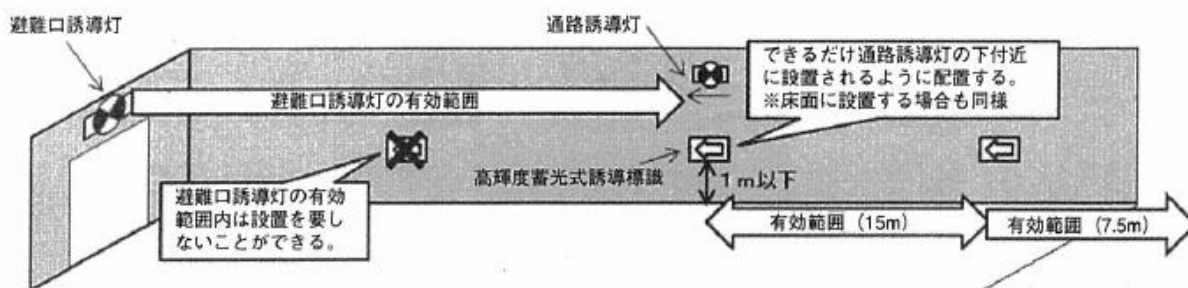


第 19-31 図

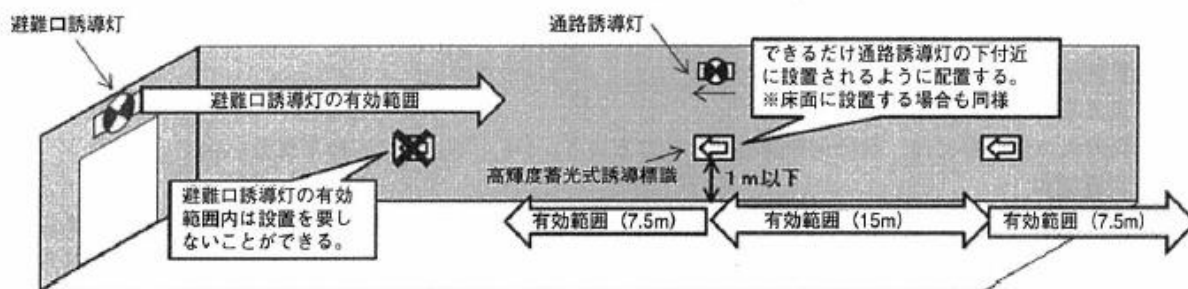
(b) 通行、清掃、風雨等による摩耗、侵水等の影響が懸念されるものにあつては、壁用以外の認定品を使用すること。◆

c 廊下又は通路の各部分から一の高輝度蓄光式誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及びその曲り角の床又は壁に設けること（避難口誘導灯の有効範囲である廊下又は通路の部分を除く。）（第 19 - 32A、B 図及び第 19 - 33 図参照）。

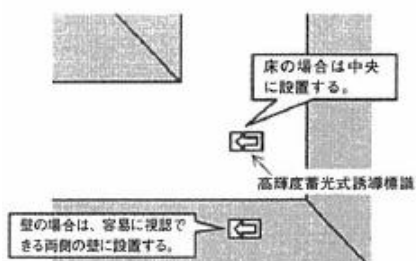
なお、T 字路又は十字路の壁に設置する場合は容易に視認できるよう、原則として両側の壁に設置すること（第 19-34 図参照）。



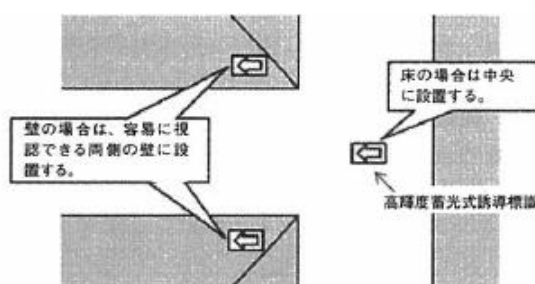
第 19-32A 図 屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入口に面する場合の設置例



第 19-32B 図 第 19-32A 図以外の避難口に通ずる廊下又は通路の出入口に面する場合の設置例



第 19-33 図 曲り角に設ける場合の設置例



第 19-34 図 T 字路又は十字路に設ける場合の設置例

- d 光を発する帯状の標示等を用いた誘導表示は、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の端部の位置を示す標示を行うもの等で、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後における当該表面の輝度が、次式により求めた値以上であること。

$$L' \geq \frac{100}{d'}$$

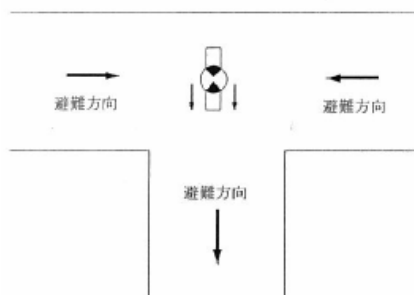
L' : 当該表示の表面における輝度[ミリカンデラ毎平方メートル]

L : 2 [ミリカンデラ毎平方メートル]

d' : 当該標示の幅[ミリメートル]

また、曲り角等の箇所には、必要に応じ、高輝度蓄光式誘導標識等により避難の方向を明示すること◆

- (シ) 前(サ)に掲げる防火対象物以外の防火対象物又はその部分に設けるものにあつてはランプの交換等による維持管理や目線を考慮して、床面から通路誘導灯下面までの高さが 1 m 以下となるように設置すること。ただし、これによらない場合は 2.5m 以下となるように設置すること。◆
- (ス) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所に設けること◆
- (セ) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること。◆
- (ソ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。◆
- (タ) 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。◆
- (チ) ロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。◆
- (ツ) 床又は天井等に有効に設置すること（第 19－35 図参照）。



第 19－35 図 通路誘導灯の設置例